

南砺市農業委員会第4回総会会議録

- 1.招集日時 令和 2年 10月 3日
- 2.開会時刻 令和 2年 11月 5日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 令和 2年 11月 5日 午後3時15分
- 4.場 所 福光庁舎 別館3階 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 20名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第16号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第17号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて

第3 協議事項

協議第 3 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域へ編入について

第 4 報告事項

報告第 9 号 農地法第 4 条の規定による許可の取下げについて

報告第 10 号 農地転用制限の例外に係る届出について

報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による
通知書について

8.事務局職員

事務局長 船藤 統嗣、係長 田原 雅之、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 | お疲れ様です。本日はお忙しい中ご参集いただきありがとうございます。定刻となりましたので、只今から、第 4 回南砺市農業委員会 令和 2 年 11 月の総会を開催いたします。本日の出席人数は、委員総数 20 名全員が出席であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長 | 本日もご出席賜りまして誠にありがとうございます。最近では寒暖差があるようになり、天候も冬に近づいているわけですが、今年は、寒い冬になりそうな予報がでております。

先般、県農業会議の常設審議会に参加した際、富山県産米「富富富」が話題となり、富山県農協中央会会長が現状を説明されました。その中で、従来から県産米「コシヒカリ」が定着しているだけに新品種が出来たからといって拡大していくというのは、なかなか困難であるとのことでした。もう少し、地元での消費を増加させることが先決であり、消費の伸び悩みにどのように対応していくか課題であるようでした。

議長 | さて、会に先立ちまして、議事録署名人をご指名させてい

議長 いただきます。本日の署名委員は5番の委員、8番の委員の2名の方よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第14号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回5件の申請がありました。
面積は田46,592㎡、畑3,371㎡ 計49,963㎡です。
受付番号1番です。
譲渡人は高齢のため、申請地 畑1筆1,070㎡を農事組合法人〇〇〇〇〇の構成員〇〇〇〇さんご子息の譲受人に譲り渡すものです。

受付番号2番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは県外に居住し、自身が所有している農地については、地元の農事組合法人〇〇〇〇〇に耕作いただいておりますが、農地の維持・管理面において南砺市へ戻る機会がないことから、今後について、耕作者である農事組合法人〇〇〇〇〇に売買等を含め、相談しておりました。そこで、農事組合法人〇〇〇〇〇は、この農地は法人として所有が必要か否か検討し、いずれ購入すべきと計画をしていたところです。

その最中、農事組合法人〇〇〇〇〇の構成員である〇〇〇〇〇さんから農地を購入したい旨の相談を受けました。〇〇〇〇〇さんが購入すれば構成員及び農業従事者として判断できますが、農地を購入することで息子である△△△△さんに農業を託せられると思い、親子間で話し合いをされました。また、農地を購入することを機に、〇〇〇〇さんから息子の△△△△さんへ構成員の名義変更をし、農地の維持管理やオペレーターとして営農に参画することを農業委員会に申し出がございました。

構成員である〇〇〇〇〇さんは今回、農地の売買により面積の増加や管理等が増加するため、息子の△△△△さんが後継者として出役していく予定であることから、ご理解いただきました。これまで、構成員間での権利移転の例はございましたが、構成員のご子息に対する前例がないことから、委員の皆様にご審議いただくものです。

事務局

受付番号 3 番です。

この案件は、農地中間管理機構の特例事業によるもので公益社団法人〇〇〇〇が保有していた農地 田 5 筆 16,065 m²を農業経営拡大に意欲のある〇〇〇〇有限会社へ譲り渡すものです。

受付番号 4 番です。

譲渡人は高齢で、近年、身体の都合が悪く、農地の維持管理が困難となってきました。申請地 田 11 筆 18,520 m²を同一世帯の後継者である息子に生前贈与するものです。

受付番号 5 番です。

譲渡人は県外に居住し、申請地 田 2 筆 5,809 m²を息子の〇〇〇〇に生前贈与するものです。

以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 15 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 4 件の申請がありました。面積は田 1,083 m²、畑 79 m²です。

住宅用地	1 件	田	1 筆	64 m ²
------	-----	---	-----	-------------------

事務局

住宅敷地	1 件	畑	1 筆	79 m ²
分家住宅	1 件	田	1 筆	291 m ²
資材置場	1 件	田	1 筆	728 m ²
計	4 件		4 筆	1,162 m ²

受付番号 1 番です。

この案件は、富山県施工の小矢部川水系池川砂防関係施設整備事業に伴う用地買収により、既存住宅敷地が減少したため、その代替地として譲渡人〇〇〇〇さんへ申請地の田 64 m²を譲受人〇〇〇〇さんの住宅用地として転用したく説明し承諾いただきました。

農地区分は都市計画法の用途地域（第一種住居）で 3 種農地と判断し、転用許可基準は原則許可と考えられます。

受付番号 2 番です。

譲渡人は、相続財産管理人の弁護士〇〇〇〇さんで申請地の畑 78 m²を譲受人〇〇〇〇(株)へ住宅敷地として譲り渡すものです。

この申請地は、〇〇〇〇店〇〇氏の所有でありましたが、昨年、業務中誤って転落事故が発生し死亡に至りました。その後、保証債務が支払えず、その相続人〇〇〇〇氏が破産手続、相続放棄手続を行い、またその息子も同様に破産手続を行ったため、破産管財人が財産調査したところ、申請地が敷地の一部に含まれていることがわかりました。申請地は、平成 13 年に住宅建築の際に、住宅及び車庫への通路として利用されており、申請地を経由しないと入ることができないため、車の駐車ができるよう手続きが必要と判断しました。

譲受人の不動産会社は、譲渡人の住宅の査定を行うことで田舎暮らしを望む方への借家として需要があるとし、申請地及び住宅を買い取ることとし、今回、〇〇〇〇の財産を整理するとともに、転用申請により是正を行うものです。

農地区分は、10ha 未満の農地で 2 種農地と判断され、転用許可基準は代替可能性勘案の必要なしに該当するものと考えられます。

受付番号 3 番です。

譲渡人は、〇〇〇〇さんで申請地の田 291 m²を譲受人〇〇〇〇さんに分家住宅敷地として転用するものです。

譲受人の〇〇〇〇さんは、現在、市内のアパートに住んで

事務局

おり、最近、子どもの成長が著しく、アパートでは手狭と思うようになり自己所有の住宅建築を計画いたしました。

そこで、実家や妻の実家に相談したところ、妻の実家の父から土地の贈与を受けることに承諾をいただきました。今後は家族とも頻繁に行き来ができる申請地であれば安心した生活環境を確保できることから申請に至りました。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準は集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号4番です。

譲渡人〇〇〇さんは、申請地の田 728 m²を譲受人(有)〇〇〇〇〇に資材置場として申請するものです。

譲受人の(有)〇〇〇〇〇は塗装工事業を営んでおりますが、近年の受注量増加に伴い、仮設足場資材を増やしてきたため、その置場が不足している状況です。今回、事務所の隣接地を適地と判断し、新たに資材置場としたい旨で譲渡人〇〇〇〇〇さんに承諾いただき申請するものです。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準は集落接続に該当するものと考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第16号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 16 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

利用権設定に関する案件で 10 月中に届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、41 件・77 筆の申請がありました。面積は、田 76 筆 136,148 m²、畑 1 筆 177 m²、計 136,325 m²です。

受付番号 5 番につきましては、〇〇地域での新規設定です。この場所は、隣接地約 2,000 m²の仲間田で併せて約 3,000 m²あり、仲間田解消とするものです。再設定の主なものにつきましては、(農)〇〇〇〇〇〇が約 10ha を再設定するものです。

続いては中間管理機構を通しての案件です。

地権者は〇〇地域の方で 8,000 m²ほどを(株)〇〇〇〇に配分予定です。

流動化については 53.18%となっており、あっせん等による解約の影響で前回 53.20%より微減となっております。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 16 号 農用地利用集積計画(案)の案を除きまして決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして次の議題へ進みます。

議長

議案第 17 号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝議案第 17 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回、〇〇地域の案件で、現況が非農地と判断したものが 4

事務局

筆ございました。

受付番号 1 番及び 2 番です。

〇〇地域で、〇〇委員と〇〇委員に同行いただき現地確認を行ったものです。

申請地内は以前、住宅等が存在していましたが、長年空き家状態であり、近年、シロアリが発生し倒壊の危険性があったことから、余儀なく取り壊されました。

申請地は長年、屋敷林があった部分であり、住宅敷地と一体化していると判断したものです。

受付番号 3 番です。

1 番 2 番と同様の〇〇地域で、所有者が死亡の後、相続人が全員相続放棄された土地です。現地は屋敷部分まで雑木が生い茂っており、隣接地の山林地目と同化していると判断し、農地としての復元は厳しいものと思われ、非農地判定をしました。

受付番号 4 番です。

これも同様に〇〇地域です。

申請地は、森林組合の森林整備事業に関するもので、非農地証明願の際にこの筆が抜けていたことから追加するものです。現地確認が困難な場所であり、航空写及び森林組合から提出された資料を基に判定したところです。

〇〇委員

現地を確認したところですが、田畑以外になっており、今後ますますこのような状況が増えていくのではないかと思います。これに関連して空き家も増えていき、どのような対策をしていくべきか検討しなければならないとまざまざと感じたところです。

議長

他に何かご意見はございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 17 号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといた
します。

議長 続きまして協議事項へ進みます。

議長 協議第 3 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除
外及び農用地区域への編入について、事務局より議案の説明
を求めます。

事務局 =協議第 3 号について議案書をもとに朗読・説明=
事務局

10 月分の除外は 6 件、編入は 1 件となっております。

除外の説明からいたします。

受付番号 1 番です。

願出地は〇〇地区で、田 217 m²を駐車場敷地として申請す
るものです。

譲受人は 38 世帯の〇〇自治会で、所有の公民館には 7 台分
の駐車スペースしかありません。今後、高齢者の方が増加す
ると、車での移動が多くなり、冬期は積雪により駐車が困難
となっているため、既存地に併設して新たに 8 台分を設置す
るものです。

受付番号 2 番です。

願出地は〇〇地区、願出者は県外在住の方であり、畑 151
m²を駐車場敷地とする申請です。

住宅等は国道 156 号に隣接し、一部取り壊しはあるものの
空き家になっています。願出者は年数回行き来をしております
が、管理が困難となり、今後、居住する意思はありません。

相続前から駐車場として使用し、無断転用であることから、
今回是正し、売却する予定であります。

受付番号 3 番です。

願出地は〇〇地区で、田 39 m²を住宅敷地として申請するも
のです。

願出者の農地が不整形であったため、作業しやすいように
隣接する住宅敷地のラインに合わせて無断で形状変更したも
のです。願出者と譲受者の合意のもと、実質、土地を交換し
たこととなり、今回、是正するものです。

受付番号 3 番に関連する編入の受付番号 1 番を説明します。

願出者の住宅敷地の一部を田に形状変更し、すでに分筆及

事務局

び地目変更済みであることから、除外と同時に編入の申請があったものです。

受付番号 4 番です。

願出地は〇〇地区で、畑 136 m²を資材置場として申請するものです。

譲受者は造園業を営んでおります。

現在の作業場は△△地区にあり、住宅団地の一区画を借用しておりますが、狭い区画と作業音に気を使うことから、今回、空き家の宅地部分も併せて、資材置場として利用するものです。宅地が 660 m²と願出地が 130 m²の計 790 m²余りとなり、借用地の約 3 倍相当で、借用地は転用後に解約するものです。

受付番号 5 番です。

願出地は〇〇地区で、田 1,512 m²の内 330 m²を駐車場敷地として申請するものです。

この譲受者〇〇〇〇(株)の〇〇地区の事務所には従業員 16 名いますが、その人数分の駐車しかできず、来客用の駐車スペースがありません。今後、事業拡充から増員予定もあり、駐車スペースの確保をしいたいため申請するものです。

受付番号 6 番です。

願出地は〇〇地区で、畑 229 m²を資材置場として申請するものです。

譲受者は家具・製造販売業を営み、現在、自宅の格納庫を利用して工房を構えています。近年、受注が増加傾向であり、材質は多種多様となっているため、その保管場所が不足してきました。木材や廃材の保管及び作業をするうえで工房の周辺である願出地を適地と判断し、今回申請するに至りました。

議長

この件につきまして、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

協議第 3 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといた
します。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

議長 報告第 9 号 農地法第 4 条の規定による許可の取下げにつ
いて、事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 9 号について議案書をもとに朗読・説明=

この案件は、令和 2 年 6 月 15 日受付で令和 2 年 7 月 3 日の
委員会総会でご審議いただいた案件です。

願出者は、申請地の田 2,983 m²を転用目的 穀殻保管庫と
して計画したものです。しかし、接道要件が満たされておら
ず、建築計画が不十分であることから、その申請の取下げを
提出されたところでは、

このことは、県には既に取下げとして進達をし、同意を得
ております。

議長 報告事項ですので採決いたしません。

議長 続きまして次の報告事項に進みます。

議長 報告第 10 号 農地転用制限の例外に係る届出について、事
務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 10 号について議案書をもとに朗読・説明=

届出者は〇〇〇〇(株)、地権者は県外在住者で申請地の田
191 m²内 12.5 m²を携帯電話無線通信局設置のため、賃貸借契
約にて実施し報告するものです。

今回、申請地を選定した理由として、周辺の見通しがよく、
基地局設置に適地であること。なお、工作物の概要はコンク
リート柱に無線機器一式装柱することとします。着工時期は
令和 2 年 11 月 9 日から令和 2 年 12 月 5 日までとしており、
農地法施行規則第 53 条第 14 号の農地転用のための権利移動
の制限の例外に該当したため、報告するものです。

議長 報告事項ですので採決いたしません。

議長 続きまして次の報告事項に進みます。

議長 報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による
通知書について、事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 11 号について議案書をもとに朗読・説明=
今回は 6 件の届出がありました。
面積は田 26,689 m²、畑 935 m²、計 27,624 m²です。
受付番号 1 番及び 2 番は、あっせん事業によるものです。
受付番号 3 番及び 4 番につきましては、議案番号第 15 号農
地法第 5 条受付番号 3 番によるものです。
受付番号 5 番は、土地改良事業を行うため届出したもので
す。
受付番号 6 番は、議案番号第 14 号農地法第 3 条受付番号 4
番に関する案件です。

議長 これら報告事項について、何かご質問、ご意見などござい
ますか。

(異議なし)

議長 続いてその他にうつります。

議長 その他について事務局からお願いいたします。

事務局 =その他について説明=
(農業委員・農地利用最適化推進委員研修会案内)
(農業者年金パンフレット配布)
(農地パトロールについて)
(空き家に付随した農地の別段面積の取り扱いについて)
隣接する農地部分のみの対象、必ず耕作するといった条件
(誓約書)が必要になるか否かの要件について、ご意見あれ
ばお聞かせください。

議長

何かございましたら、ご意見等伺いたします。

〇〇委員

別段面積の考え方はそのまま進行していただきたいのですが、農業委員会から空き家対策と連動した恰好で逆の提案をお願いしたいのです。

空き家問題と耕作放棄地は、同時に発生するものであると思います。今回の議案の中でもありましたように、大きな面積の異動が見受けられます。一度空き家になってしまうと維持・管理が大変です。息子は県外にいますので、空き家も田畑もいらないと回答が必ずくるものです。その際に田畑をスムーズに耕作者に提供できるしくみが、空き家問題とからめて一緒に取り組みできないかと思っております。空き家と耕作放棄地について、地域づくり協議会とも協力し、農業委員会と市民協働部と連携してもいいのではないのでしょうか。農地の7~8割が利用権設定で担っているのですが、県外の息子と協議しなくてはならず、トラブルのもとになっている現実があります。中核的な農家の利用権設定が継続し、安定して耕作できるようなしくみを実現してほしいです。

事務局長

今ほど〇〇委員からご指摘がございました耕作放棄地に関して、非常に大きな問題で捉えているところです。現在のところ、集落営農組織や担い手農家等が、持ちこたえながら管理されています。

平坦部におきましては、大きな耕作放棄地は見受けられませんが、今後5年後10年後においては、どうなっているかわからないところもあり、危機感を抱いているところです。具体的に何をどのようにできるか申し上げにくいところですが農政課とも連携して耕作放棄地対策を行ってまいります。

明るい兆しとしまして、新規就農者の方が県内でも南砺市は非常に多い傾向にあるということは、自信を持って言えることでもあります。最近では就農相談に取り組んでいるところで、対応もさせていただいております。8月には就農マッチングツアーを開催し、14名の参加があり、そのうち3名の方が就農する予定となっております。様々な事業の展開を行っているところです。元気な農業を作っていけるような施策に取り組んでいけるように思っております。農業委員の皆様方のご協力をいただきながら、一緒に進めていきたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

議長

よろしいでしょうか。そのほかに何かございますか。

〇〇委員

相続人の立場として、大都市へ転居、あるいは違う生活圏で生活している方が、故郷の田畑、家屋も含めて維持できない環境であるなど、今後ますます増加傾向になると想定されます。また、リタイアもしくはリタイア直前の方が田舎暮らしを始めようと意気込みがある方は、TV報道等されておりますが、山村地域なら山村振興法等で農業者でなくても、農地も含めて山林を変更ができるのではないかと思います。白地部分は一般の方が農業をしたいと申し出ても法律上できません。そこで、「特区」を設定し、事案次第で面積上限の設定を行うというのはどうか。約 300 坪で住宅及び農地を賃貸できるということも可能ではないかと思っています。長期戦略を考え、特区制度を設けるやり方も検討願いたいと思っています。

事務局長

提案をいただきまして誠にありがとうございます。先ほどから新規就農の話もさせていただきましたが、現在、干柿の関係では、産地提案といったことを富山就農ナビにて情報発信させていただいております。その情報をもとに問合せが多数いただいております。今後、柿農家として就農できるかといった点など、新規就農者向けに紹介しているところです。現役の果樹農家の方からご指導や居住相談等も受けながら現在に至っております。

移住定住につきましては、10a または 20a 等、少ない面積からでも農地が所有できるしくみを作っていきたいということは、先ほどからの提案にもありましたので、進めてまいりたいと思いますのでご理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

南砺市では、平・上平・利賀の旧 3 村が下限面積を既に設けているところです。農業委員会で特例を定めることができますので、どの地域で基準を設定するか判断できておりませんので、今後の課題として取り組んでいくべきなのかもしれません。

皆様方からのご意見もお聞きしながら、地域の実情に応じて広げていければと思っています。

議長

その他はございませんでしょうか。

〇〇委員

高齢の一人暮らしの方が所有している田畑は、現在、地域の法人に委託して耕作されておりますが、その方が死亡する前に、今後のことをどのように考えているかなど、情報を入手したいのですが、実際、個人的にお聞きできずにいるところです。そこで、意向調査のようなものがあれば、地域としても提示された資料から判断や管理しやすくなるので、考えて頂けると幸いです。

事務局長

意向調査は、耕作が不可能となった場合の為に、情報収集は大事なものですし、農協や担い手からの情報も参考にご相談をさせていただいているところです。また、農業委員の方々の任務の中にも含まれておりますので、アンケートや訪問等ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

議長

その他ありますか。特にないようですので、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

来月の総会は令和2年12月3日（木）午後4時から、場所は福光庁舎別館3階 大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時15分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長